

令和6年度片品村立片品中学校　いじめ防止基本方針

片品村立片品中学校

◎いじめ防止対策推進法第13条に基づき、また、群馬県いじめ防止基本方針を踏まえ、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止対策の基本的な考え方

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】 生徒は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】 いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

【　】は主担当

◎いじめを生まない基盤づくり 【校長・教頭】

全生徒が安心して生活できる学校の雰囲気・人間関係・規範意識の醸成の大切さを教職員が深く理解し、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、学級経営、学年経営、教科経営、部活動等に組織的に取り組む。

◎心の教育の充実

生徒の豊かな心を培い、心の通う人間関係力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた人権教育及び道徳教育等の充実を図る

ア 道徳教育の充実 【戸部】

学年ごとに道徳指導計画や教材を十分活用・吟味し、修正しながら年間時数を確保する。指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。道徳教育推進教師を中心に、道徳教育が各学年で適切に推進されるよう、計画の修正や追加を行う。

イ 人権教育の充実 【都筑】

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める（片品村人権教育指定事業・実践推進校の指定を活用）。スクールカウンセラーによるエンカウンターの実施。

ウ 生徒会活動の活性化 【坂本・小野】

生徒会主体の活動を企画し、全校生徒への問題提起と実践活動を推進する。（自分にできることの推進。）

- ・いじめゼロ宣言
- ・いじめや人権を踏まえた本部企画
- ・人権視点を踏まえた委員会活動

エ わかる授業、認め合える授業の推進と授業規律の確保 【七五三木】

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組み、話し合い活動等（言語活動）の共通実践を行いながら、学力向上を図るとともに、生徒の自己有用感を高め達成感や充実感等の感得による生徒の居場所づくりを推進する。また、挨拶、返事、一分前着席、提出物等、片品中学校の授業規律の共通理解・共通指導を行う。

オ 啓発活動【小野、戸部、石井、都筑】

保護者、地域の方、その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する（人権だより、学級通信等）。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等【戸部】

いじめの早期発見のため、生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめについてのアンケート調査 毎月
- ・二者面談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（5月、11月、2月）
※11月は、三者相談

イ いじめ相談体制【井上、戸部】

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行えるように次の相談体制整備を行う。

- ・学年内の協力体制（担任と学年主任、担任と副担任、全員による役割分担等）
- ・学年を越えた協力体制 ・部活動顧問の入った協力体制 など
- ・スクールカウンセラーの活用（担任、養護（教相）等との連携にて相談活動）
- ・いじめ相談窓口の設置（担任、部活動顧問、養護、スクールカウンセラー）

ウ いじめの防止等のための資質の向上【都筑、戸部】

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策【戸部】

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う（7月非行防止教室、1月新入生説明会（子育て講座））。

（2） いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「校内いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「校内いじめ防止委員会」を設置する。

〈構成員〉 （企画運営：生徒指導主事）

校内：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（生徒指導学年担当）、

教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、（必要に応じて：校内特別支援教育コーディネーター）

外部人材：片品村人権擁護委員（委嘱済）

（活動）

ア いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）。【戸部、井上】

イ いじめ防止に関する事（学校におけるいじめの防止 P D C A）。【戸部】

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。【戸部】

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること(研修企画)。

〈開催〉

【戸部】

- ・委員会は、毎週行われる生徒指導委員会を機関組織として、毎月1回開催する。
- ・緊急時には臨時に招集する。

(2) いじめに対する措置 【生徒指導委員会（必要に応じて拡大委員会）】→校長

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

いじめの関係者間における誤解や争いを生じさせないよう、関係保護者とのいじめの様態等（事実確認）を共有するための必要な措置を講ずる。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために、必要が認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処 【校長】

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、片品村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 片品村教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
「片品村いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」（いじめ防止対策推進法第14条）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における本方針の見直し 【教頭】

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の次の項目を定期的に確認し、必要に応じて方針の再検討をする。

評価項目：11 あなたはいじめはどんな理由があってもいけないことだと理解していますか。（99%）

12 学校はあなたの悩みやいじめの解消に努力してくれると思いますか。（91%）

13 友人関係や学校生活のことでの先生は相談にのってくれると思いますか。（93%）

（ ）内はR5年度数値

3 いじめの防止等に関する資料

(1) いじめに対する基本認識等（群馬県いじめ防止基本方針）

◎ いじめに対する基本認識（群馬県いじめ防止基本方針）

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

① いじめの定義（群馬県いじめ防止基本方針）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

② いじめの様態（群馬県いじめ防止基本方針）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

③ いじめの構造（群馬県いじめ防止基本方針）

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。

いじめを受け
ている子ども
(被害者)

いじめている子
ども (加害者)

周りではやしたて
る子ども (観衆)

見て見ぬふりを
する子ども
(傍観者)

(2) いじめ問題への取組チェックポイント（指導体制の視点から）

■ いじめ問題への取組チェックポイント

学校の指導体制において具体的に点検すべき項目を、指導体制、教育相談、教育活動、家庭、地域社会との連携の観点から示します。

指導体制　学校組織においては、校長のリーダーシップの下に、全教職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する必要があります。

- | | |
|------|---|
| 指導体制 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。<input type="checkbox"/> いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。<input type="checkbox"/> 教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。<input type="checkbox"/> 生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。<input type="checkbox"/> いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。
特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十分になっていないか。 |
|------|---|

- | | |
|------|--|
| 教育相談 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。<input type="checkbox"/> 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。（秘密の保持）<input type="checkbox"/> 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。<input type="checkbox"/> 生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。<input type="checkbox"/> 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。<input type="checkbox"/> 学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し活用されているか。 |
|------|--|

- | | |
|------|---|
| 教育活動 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 全職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設けているか。<input type="checkbox"/> 道徳や学活、HRの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。<input type="checkbox"/> 生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。<input type="checkbox"/> 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。 |
|------|---|

- | | |
|---------|--|
| 家庭地域と連携 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> PTAや地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。<input type="checkbox"/> 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。<input type="checkbox"/> 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。<input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を実行しているか。 |
|---------|--|

(3) 担任として学級経営を見直すチェックリスト

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示します。

【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※子どもたちは、学校のすべての場で学んでいる。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要がある。また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考え合う等、見通しを持って臨む。

(4) いじめサイン発見のチェックポイント【全職員】

■ いじめ発見のチェックポイント（学校用）

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気付き、早期に対応を図ることである。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」として以下のようなものがある。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間	<input type="checkbox"/> 教室や図書室で一人でいる。 <input type="checkbox"/> 今まで一緒だったグループからはずれている。 <input type="checkbox"/> 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。 <input type="checkbox"/> 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。 <input type="checkbox"/> 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作ろうとしない。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける） <input type="checkbox"/> 食欲がない。 <input type="checkbox"/> 笑顔が無く、黙って食べている。
清掃時	<input type="checkbox"/> その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。 <input type="checkbox"/> その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。 <input type="checkbox"/> 他の子どもと一人離れて清掃している。 <input type="checkbox"/> 皆の嫌がる分担をいつもしている。 <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。
放課後	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> みんなの持ち物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 通常の通学路を通らずに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 靴や鞄、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他	<input type="checkbox"/> 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。 <input type="checkbox"/> 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。 <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険な物を所持する。

(5) 参考資料

《重大事態とは》

いじめ防止対策推進法第28条及びいじめ防止基本方針参照

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。

【重大事態の意味】（平成25年10月11日文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」）

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。